

バス業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	23～24	バス専用乗降踏み台で慌てて降りた為、踏み台を誤って踏みはずし、右手で体をささえたため骨折した。	52	10～29
5	10～11	高さ2.8メートルのバスの天井上でさび落とし作業が終了して降りるとき、昇りに使用したはしごに前向きの体勢で足を掛けた際、はしごが滑り落ちて落下し、胸椎腰を打った。	69	1～9
5	13～14	始業前車両点検にて、脚立にのぼって屋根の清掃作業中、脚立から落下し、身体の右側を地面に打ちつけた。	48	50～99
5	10～11	車庫内でバスを洗車機で洗車後、フロントガラスの水滴を拭き取るため、車両前方に脚立を置き、フロントガラスを拭いている時にバランスを崩し脚立から落下、転倒し、左手首を骨折した。	52	100～299
7	7～8	バスターミナル3番線に配車。その際、車イスのお客様がいたため、車イス用の金属製スロープを出す作業を現場の誘導員と行っていた。しかし、ステップとスロープの先端が完全に噛み合っておらず、その修正のため、スロープに手をかけたところ、誘導員が反対側を持ち上げてしまい、右手親指をスロープ先端とステップの間に挟んでしまい受傷した。	28	50～99
7	15～16	営業所駐車場で、バスの洗車作業を行うため、脚立に足を掛けたところ、踏み外し転落し右橈骨遠位端骨折した。	44	30～49

9	9～ 10	勤務終了後は荒天だった為、晴天となった翌日のうちに洗車を済ませようと思い、公休日ではあったが営業所へ向かい洗車作業を行った。高さ140cm程の作業用足場台に乗り、車両後部のリアガラスを左側から右側へ洗い進めた際に足を踏み外して天板から落下し右腕と顔面をぶつけ負傷したもの。	52	100 ～ 299
9	19～ 20	車庫の前で洗車中、梯子に上がってフロントガラスを拭いていた時、足が滑って落下し、右足を負傷した。	62	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html